

特定非営利活動法人 *itSMF* Japan

会 員 規 則

特定非営利活動法人 *itSMF* Japan 会員規則

(総則)

第1条 本会員規則は、特定非営利活動法人 *itSMF* Japan (以下、この法人と称す) の会員に対し適用するものとする。

(会員種別)

第2条 この法人の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する国及び地方公共団体とそれに属する個人ならびに、理事会により推薦され承認された団体
- (4) 学生会員 短大、高専、大学、大学院、これに準ずる学校の在校生

(会員サービス)

第3条 会員は、この法人より以下の各種サービスを受ける事ができる。ただし、この法人はそのサービスの種別、内容等につき変更し、もしくは中止する事がある。また、この法人は必要に応じて、会員種別ごとに各種サービスの提供を制限することができる。ただし賛助会員については会員サービスを受ける対象外とする。

- (1) セミナサービス
- (2) コンファレンスサービス
- (3) Webサービス
- (4) 会報誌サービス
- (5) 書籍サービス
- (6) 分科会サービス
- (7) 会員交流サービス

サービス項目	サービス内容	概要
セミナーサービス	有償/無償のセミナー受講	・ <i>itSMF</i> Japanが主催・共催するセミナー(有償/無償)の受講
コンファレンスサービス	コンファレンスへの割引参加	・ <i>itSMF</i> Japanが主催するコンファレンスへの割引参加
Webサービス	会員専用Webサイトによる情報取得	・ <i>itSMF</i> JapanのWebサイトの会員専用ページからの各種会員向け情報取得
会報誌サービス	会員向け会報誌の閲覧	・ Newsletter(日本語)の閲覧
書籍サービス	ITIL®関連書籍の割引購入	・ ITIL®関連書籍の割引購入
分科会サービス	専門分科会への参画	・ 専門分科会の企画・立案 ・ 専門分科会へ参加し、研究活動 ・ 研究成果の発表、公開、普及の活動
会員交流サービス	勉強会、座談会	・ 勉強会、座談会への参加

(入会)

第4条 会員としてこの法人に入会しようとするものは、本会員規則を承認の上、入会を申し込むものとし、正会員、賛助会員、学生会員においてはこの法人は正当な理由がない限り、これを認めるものとする。特別会員の入会は理事会での承認を原則とするものとする。

2 この法人が、前項のものを入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知するものとする。

3 この法人は、一旦入会を承認した会員であっても、その後判明した諸事情（虚偽の申告等）により、会員として不適切と判断した場合には、その入会を取り消す事が出来るものとする。

(会員資格の期間)

第5条 会員資格の期間は、入会日から有効とする。会費の発生する期間は、入会日の翌月から1年間とし、正会員、賛助会員においては期間満了の1ヶ月前までに退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動的に継続されるものとする。学生会員においては事務局による就学期間確認により継続されるものとする。特別会員の継続は事務局による継続意思確認によるものとする。

(会費)

第6条 会員は、別表-1『会費等一覧表』に定める会費を、所定の期日までに納入するものとする。

2 上記の会費の納入が無い場合、この法人は第3条に定める会員サービスを一時停止する場合がある。

(総会)

第7条 正会員中、個人会員及び団体会員は、定期総会及び臨時総会において、それぞれ一票の議決権を有するものとする。ただし特別会員、学生会員、賛助会員、理事会が特別に会費を免除した個人会員は議決権を有しない。

2 理事会が特別に会費を免除した個人会員は、臨時総会の招集の請求はできない。

3 理事会が特別に会費を免除した個人会員は、総会の正会員定足数に含めない。

(変更の届け出)

第8条 会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、この法人への届け出内容に変更があった場合、変更内容を届出るものとする。

2 前項の届出がなされない事により、会員が不利益を被った場合、この法人は一切その責を負わないものとする。

(会員権利譲渡の禁止)

第9条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした場合
- (2) 個人会員においては、本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
- (3) 請求日から半年以上会費を滞納した場合
- (4) 除名された場合
- (5) 本会員規則第4条第3項に基づき、一旦承認された入会が取り消された場合
- (6) 特別会員、学生会員の場合においては、当該団体の帰属を失った場合及び事務局による継続意思確認が出来ない場合

(退会)

第11条 会員は、この法人に退会届を提出することにより退会手続を行なうことができる。退会届は、itSMF Japan のホームページからの手続および事務局へのメール等により実施する。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができるものとする。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この法人の定款等に違反し、この法人からの要請にも係わらず是正措置が成されない場合
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(配布資料等の扱い)

第14条 この法人が、第3条(会員サービス)に基づき会員に提供した資料等は、会員のみにて使用するものとし、この法人の書面による事前承諾無しに、会員以外の第三者への複写/配布等を行わないものとする。

(個人情報の扱い)

第15条 この法人は、会員サービスを提供するに当たり、知り得た会員の個人情報を本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ会員サービスの案内、連絡、申込手続等会員サービスを提供する目的でのみ使用するものとする。

(会員規則の変更等)

第16条 この法人は、理事会の決議に基づき本会員規則の改廃訂を行う事が出来るものとする。

(付則)

本会員規則は、2003年10月1日より施行。

制定	2003年	9月	2日
改訂	2006年	10月	3日
改訂	2007年	2月	19日
改訂	2007年	6月	5日
改訂	2007年	10月	1日
改訂	2008年	7月	17日
改訂	2012年	6月	18日
改訂	2019年	4月	9日

別表-1 『会費等一覧表』

別表-1 『会費等一覧表』

No	会員種別	内 容		入会金
1.	正 会 員	個人会員	年会費 : 20,000 円/年	無し
		団体会員 (5 人口)	年会費 : 75,000 円/年	
		団体会員 (10 人口)	年会費 : 130,000 円/年	
		団体会員 (20 人口)	年会費 : 240,000 円/年	
		団体会員 (30 人口)	年会費 : 330,000 円/年	
2.	賛助会員	一口 : 10,000 円		無し
3.	特別会員	無料		無し
4.	学生会員	年会費 : 5,000 円/年		無し